

国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会会議録第一号

昭和二十七年七月三十一日(木曜日)午後一時五十分開会

昭和二十七年七月三十日衆議院議長において協議委員を左の通り指名した。

- 小澤佐重喜君 田中 啓一君
- 田中 元君 八木 一郎君
- 青木 正君 江花 勝君
- 小坂善太郎君 田中伊三次君
- 田中不破三君 岡西 明貞君

同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

- 議長 小澤佐重喜君
 - 副議長 田中 啓一君
- 昭和二十七年七月三十一日参議院議長において協議委員を左の通り指名した。
- 加藤 武徳君 草葉 隆圓君
 - 杉山 昌作君 三浦 辰雄君
 - 溝口 三郎君 千葉 信君
 - 森崎 隆君 村尾 重雄君
 - 竹中 七郎君 紅露 みつ君

出席委員

- 議長 小澤佐重喜君
- 副議長 田中 啓一君
- 田中 元君 八木 一郎君
- 青木 正君 江花 勝君
- 小坂善太郎君 田中伊三次君

衆議院側

- 議長 草葉 隆圓君
- 副議長 杉山 昌作君

- 田中不破三君 岡西 明貞君
- 議長 草葉 隆圓君
- 副議長 杉山 昌作君
- 加藤 武徳君 三浦 辰雄君
- 溝口 三郎君 千葉 信君
- 森崎 隆君 村尾 重雄君
- 竹中 七郎君 紅露 みつ君

衆議院事務局側

- 参事(委員長) 鈴木 隆夫君
- 参事(委員長) 宮坂 完孝君

参議院事務局側

- 法制局長 入江 俊郎君
- 参事(委員長) 宮坂 完孝君

本日の会議に付した事件

○保安庁職員給与法案
○国家公務員法の一部を改正する法律案

会議

「抽籤により小澤佐重喜君議長席に着く」

○議長(小澤佐重喜君) それではこれから開会いたします。

実は議によりまして、私が議長を勤めることになりましたから、よろしくお願いをいたします。なお参議院の両院協議会議長には草葉隆圓君、副議長には杉山昌作君、衆議院の議長には不肖私、副議長には田中啓一君がそれぞれ当選いたしました。右報告をいたします。

これらから国家公務員法の一部を改正する法律案外一件に関する両院協議会を開くことにいたします。

協議会は、国会法第九十七条によりまして、傍聴を許さないことになつておりますから、協議会委員及び協議会の事務を執ります職員以外のかたがおられましたら、御退席を願います。

西案は、いずれも衆議院が参議院に送付してから六十日を経過したため、衆議院は憲法第五十九条第四項の規定により、参議院が西案を否決したものとみなして、両院協議会を求めたものでありますから、この際先ず衆議院側から、それについての趣旨乃至協議会請求の理由について御説明を願いたいと存じます。

○青木正君 私から簡単に御説明申し上げます。只今委員長から申上げましたように、衆議院側におきましては、参議院側のほうにおきまして諸般の事情で議決に至らないということから、衆議院として、両院協議会を一つ御協議願いたいということで、皆様にお集まり願つたわけでありまして、そこで衆議院側のほうといたしましては、先ず保安庁職員給与法案に関しましては、すでに衆議院側といたしましては、保安庁の設置と決定いたしましたので、両院協議会におきまして、海上保安庁の設置等の成案を得ているので、従いまして保安庁が設置になれば、当然その保安庁職員の給与法というものがなければ、現実問題といたしまして給与の支給もできないということになりますので、どうぞ一つ保安庁の職員給与法案というものをこの協議会でおまとめ願いたい。これが第一点。

それからもう一つの国家公務員法の一部を改正する法律案につきましては、今回の行政機構の改革におきまして、その一環といたしまして、衆議院側といたしましては、人事院を廃止いたしました。これを総理府の外局として、国家人事委員会というものを創立するのが適当ではないか。つまり人事院という性格が行政組織法の外に置かれていたということが果してどうかというところから考えまして、今回の行政機構改革の一環として、人事院を廃止して、総理府の外局として、そうして国家行政組織法の中に入れることが適当であろうということから、衆議院側としては、国家公務員法の一部を改正する法律案をこの協議会において御賛同を得たい。かような見解に立つているのであります。なおこの西案が幸いに御承諾を願えますならば、これに伴いまして当然の事務的改正といたしまして、国家公務員法の一部を改正する法律案につきましては、国家行政組織法の中に総理府の外局として委員

会を設けるといふことにしたい。又総理府の設置法の規定の一部を改正する法律案、更に行政機関職員定員法の改正というような問題が当然に施行されなければならぬ。かように考えております。又政府の原案によりまして、施行期日が七月一日になつております

が、すでに七月一日は経過いたしておりますので、これを八月一日にするという問題も当然に考慮される問題であると存するのであります。なお保安庁法の一部を改正する法律案の問題につきましては、若干の衆議院側として政府原案を修正したい希望があるものであります。その点につきましても、私ども同僚の田中委員のほうから御説明申し上げたいと思つて、極く簡単に申し上げますが、概略を申し上げます。何とぞ参議院側の御賛同を願つて、できるだけおまとめを願つて、本問題の解決をせられたい、かように考えておる次第であります。

○田中伊三次君 只今お話のございました保安庁の職員給与法案に対する人事委員会の修正の要点を申し上げます。附則第二項におきまして、第二十八条という条文を加えようということが出ております。それはどういふことかと申しますと、退職手当でございますが、十月十四日まで……十月十四日以後に退職したものは問題ありませんが、保安庁のできまう十月十四日までに病気で死亡したものの、或いは傷病で退職したものの、そういう死亡、退職の場合に、この二十八条を挿入いたしておきまさんと、予備隊としての普通の手当しかできない。こういう状態になりますので、これは海上保安隊と同様に、この間の退職についても退職手当を与えたい。具体的に申し上げますと、普通でありますと、一年を十六日に換算をいたしまして、普通の退職手

当を出すわけですが、これは特
に多く出すことにいたしました。予備
隊並みでなしに、海上保安隊並みにし
ようということになります。二年で
百日、従つて一年五十日の割合でござ
います。一年が五十日の割合……、一
年が十六日の割合であつたのを、一年
を五十日の割合にいたしました。明文
といたしましたは二年で百日、こう
いう割合にいたしました退職手当を多
く出そう。それは予備隊並みでなし
に、保安隊並みにこの割合で出そう、こ
ういうわけでございます。十月十四日
までの死亡若しくは傷病の退職に限る
わけです。そういう条文を、二
十八条をここに挿入いたしますと、そ
ういう適用ができることとなりますの
で、そうしてやりたい、そういう希望
であります。

○青木正君 先ほど申し上げました國家
公務員法の一部を改正する法律案は、
幸いに御承認願えますれば、それに伴
いまして当然事務的な修正を要するこ
とになるのですが、その修正に
つきましては、私どものほうで検討い
いたしました修正案と、それから参議院
の法制局側で御検討願いました修正案
と、二つあるのですが、これはど
ちらも内容自身は殆んど同じであり
ます。むしろ参議院の法制局側といた
しましては、私どものほうでいろいろ
検討いたしましたよりもつと、それに落
ちました点も入れました修正案をい
らゆる御検討になつておるようでありま
す。これをいずれにするか御協議願え
れば幸いです。

せんでしたから、議決の趣旨の説明は
なかつたのでありますが、この際参議
院側において特に両案に対するお話が
ありますれば承りたいと存じます。
○千葉信君 この際御参考までに、一
応参議院の人事委員会における法案の
審議の経過等について、人事委員長が
これに、協議委員に加つておられま
せんで、私が理事をいたしておりま
す立場から、一応この際御説明を申上
げてみたいわけでありませう。
私どもの参議院における両案の審議
に關しましては、何か審議権の放棄で
あるかのごとき印象を与える言葉がな
されるかたがあるようでありますが、
その点は、私どもがどういふ状態であ
つたかという点をいささか御説明申
上げ、主旨の点を御了解願えれば、私
は幸いだと思つております。
両法案が私どもの人事委員会に付託
になりました当時には、私どもかなり
いろいろな案件を審議中だつたのでご
ざいます。先ず第一番には、昭和二十
七年度における國家公務員に対する臨
時手当の支給に關する法律案、それか
ら昭和二十七年度における行政機構の
改革に伴う國家公務員等に対する退職
手当の臨時措置に關する法律案、それ
から海上警備隊の職員の給与等に關す
る法律案、それ以外の職階法に基く職
種の承認等に關する承認案件、それか
ら両法案という状態になつておりま
す。私ども、両法案がかかりましてか
ら以後、人事委員会が先ず最初に審議
いたしましたものにつぎましては、臨
時手当の支給に關する法律案、これは
程度に、はつきりこれは審議いたした

わけでありませう。それからその次には
海上警備隊の職員の給与等に關する法
律案も、同時にこれが時期を同じくし
て審議を終つたのでございます。とこ
ろがもう一つの昭和二十七年度におけ
る機構改革若しくは実行予算等の關係
で解決した退職手当の法律案につぎま
しては、これは速記録で御承知を願つ
ておるかと思つて、大體人事委員
員会といたしました。この退職手当
の臨時措置に關する案件は、従来常に
臨時措置を以て退職手当が扱われて参
つております。私ども、できれば公務
員に対する恒常的な退職金制度、恩給
制度と申しますが、そういうものの確
立を急がなければならぬという立場
で、それに対する政府当局の見解な
り、若しくは又実情の御説明を必要と
いたしました。ところが私ども委員会
でも、保利官房長官から御説明を承わ
ることにしたのであります。が、官房
長官のほうで、たゞ委員会に御出
席には所用があるために、容易に御出席
を願えなかつた。こういう状態のため
に、加うるに自然休会というやうなこ
ともありましたために、時日を費やし
てしまつた。これが実情でございます。
従いまして私どもこれらの法案の
審議を終りましたあとで、この両法案
の審議に入つたわけでありませう。保安
庁の職員に対する給与法案につぎまし
ては、大橋國務大臣の御出席を願つ
て、同大臣並びに政府委員に対して質
疑を行い、その後また審議せられてお
りませう。それから國家公務員法の一
部を改正する法律案につぎましては、
私ども審議は事実上できない状態のも
のがある、こういう事情です。大體参

議院の審議の状況はさうなわけでご
ざいます。
○議長(小澤佐重君) それでは、本
日の会議も殆んど余すところ時間がご
ざいませうから、ここで御協議を願
ひまして、結論を得たいと存じます。ど
うでしょう。この辺で懇談会に移しま
して、暫時御協議を願いたいと思いま
すが如何ですか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(小澤佐重君) さう決定い
たします。

午後二時十二分懇談会に移る

午後三時一分懇談会を終る

○議長(小澤佐重君) それでは懇談
会を閉じまして、再会いたします。
只今の懇談会におきます協談の結果
について、田中伊三次君から発言を
求められております。田中伊三次君。
○田中伊三次君 保安庁の職員給与法
案に關して衆議院の人事委員会の修正
案を休憩前にお手許に廻しておきま
したが、その案に關しまして、これを本
協談会において成案にいたしますよう
にお願いいたします。この動議を提出
いたします。

まして保安庁法は可決をされて、これ
が明日から実施されるばかりになつて
おります。従いましてこれらの問題は
いずれも他日に譲りまして、十分検討
して、これが改正すべき点はその際十
分検討することにいたしました。本日
のこの兩院協議會の成案といたしまし
ては、只今田中委員の御提案の通り、
私も賛成をいたしたのであります。
○千葉信君 私どもとしては、只今御
提案になりました修正案を含めて反対
をいたします。
理由としては、先ほどの懇談会の席
上で申し上げましたが、何と言つても國
家公務員全体の給与水準と余りに違
い過ぎる。諸手当も含み、それから将来
の恩給受給の受給金額の問題まで計算
いたしますと、公務員の二割五分程度
も給与が違つております。これはいつ
でも数字で証明上げることができ
ることでございます。そういう不均衡な
給与を与えるということは、給与の根
本的な原則としては、正しい水準でな
ければならぬと同時に、公平という
ことが考えられなければならぬ。そ
ういふ点から、私どもは賛成できない
次第であります。それから同じ官庁職
員の給与にありまして、これ又先ほ
ど申し上げましたが、その給与の中で
は、例えば扶養手当等の關係を見ます
と、同じ隊員の中に、完全にアンバラ
ンスが生じております。こういう状態
で若し成立するとすれば、私は、これ
に對しては修正案に反対せざるを得な
いのであります。
○議長(小澤佐重君) 只今田中君か
ら協議案を提出されましたが、これ
に對しまして、千葉信君から賛成、

千島信君から反対があります。従つてこれを採決に問います。

即ち田中伊三次君の案に賛成の諸君は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長(小澤佐重君) 多数であります。よつて本案を協議会案にして議事を進めることにいたします。只今起立が十五名でございました。従つて本委員二十名の三分の二に達しておりますので、従いまして本案は成案として各院に持帰ることにいたします。直ちに懇談会に再び移ります。

午後三時五分懇談会に移る

午後四時十八分懇談会を終る

○議長(小澤佐重君) それでは懇談会を閉じまして、暫時休憩いたします。

午後四時十九分休憩

〔休憩後開会に至らず〕

賛成者及び氏名 十五名

田中 啓一君	田中 元君
八木 一郎君	青木 正君
江花 静君	小坂善太郎君
田中伊三次君	田中不破三君
岡西 明貞君	草葉 隆圓君
杉山 昌作君	加藤 武徳君
三浦 辰雄君	溝口 三郎君
竹中 七郎君	

保安庁職員給与法案両院協議会

成案

衆議院議決案の一部を次のように改める。

第二十八条第三項、第六項及び附則中「七月一日」を「八月一日」に

改める。

附則第二項中「第二十七条」を「第二十七条、第二十八条」に改める。

附則第十一項恩給法第二十三条第五号の改正規定のうち第五号中「海上公安官」の下に「及海上保安士タル海上保安官」を加える。
同第三十八条ノ四の改正規定中「保安庁」に改める。』を「保安庁及海上保安庁」に改める。』に改める。

昭和二十七年七月三十一日印刷

昭和二十七年七月三十一日発行

事務局

印刷局